

## 地方分権改革の推進に関する要求

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会が、昨秋に「中間的な取りまとめ」として発表した検討の方向性に基づき、今春以降、政府に対する勧告の順次提出を予定しており、今夏には、国の出先機関の抜本的見直しについての中間報告を行うことが見込まれるなど、今後重要な局面を迎えることになる。

しかし、現状では、地方分権改革の重要な課題である国の関与、義務付け・枠付け等法制的な仕組みや個別の行政分野・事務事業、国の出先機関など各事項の見直し及び地方税財政制度改革について、地方分権改革推進委員会及び地方からの要求に対し、各府省からは、現状維持や具体的な検討を避ける回答が大半を占めており、事実上のゼロ回答である。各府省の地方分権に対する後ろ向きの姿勢に強い憤りを覚える。

そこで、本日、八都府県市首脳会議は、今次の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという地方分権改革の基本理念を貫徹し、「地方政府」の確立に向けて着実に推進されるよう、次のとおり意見を表明し、その実現を要求する。

- 1 政府は、地方分権改革推進委員会の意見や地方の主張を真摯に受け止め、首相のリーダーシップのもと、政治主導で強力に地方分権改革を推進し、安易な妥協に陥ることなく、改革の徹底した実現を図ること。  
また、改革の意義について、国においても国民の視点に立った広報を積極的に展開し、国民的議論を形成すること。
- 2 国は、外交、防衛、司法等、本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねるという地方分権改革推進法の基本方針に則り、国と地方の役割分担の見直しと権限移譲を進めるとともに、国による関与、義務付け・枠付け等を大幅に廃止・縮小し、地方自治体の条例制定権を拡大すること。
- 3 国の出先機関については、既に地方団体から出されている要求に沿って、地方分権の視点から、廃止すべきもの、国に残すもの、地方に移譲するものを振り分けた上で、抜本的な改革を積極的に推進すること。  
なお、改革に当たっては、行財政改革を徹底的に行い、国と地方の役割分担の明確化を図った上で、地方が行うべきものについては、地方に対して事務権限とそれに必要な税財源とを一体的に移譲すること。
- 4 地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、国と地方の役割分担に応じた税財源の充実確保等の観点から、次の改革を一体的にかつ強力に推進すること。
  - (1) 税源移譲に当たっては、当面、国と地方の税収比を5：5とすることを目指し、偏在性の小さい消費税等の基幹税からの税源移譲を実施すること。将来的には、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分を実現すること。
  - (2) 地方交付税制度の改革に当たっては、地方固有の共有財源であることを明確化した上で、国による義務付けや政策誘導を排除するとともに、国の歳出削減を目的とした

一方的な交付税総額の削減は行わず、地方の行財政需要を的確に把握した上で、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を復元・充実すること。

(3) 国庫補助負担金改革については、国の財政再建や各府省の個別利害を優先することなく、国と地方の役割と責任の在り方を踏まえて、真に地方の自由度・裁量度を高める改革とすること。特に、単なる補助負担率の引下げや、補助金額の縮小、交付金化は、国の関与・規制が依然として残るものであり、断じて行わないこと。

(4) 政府が国会に提出した暫定措置としての地方法人特別税と地方法人特別譲与税は早期に廃止し、地方税として復元することとし、地域間の税収格差の是正については、地方分権を踏まえた国・地方の税体系の実現や、行財政需要を的確に反映する地方交付税制度の構築など、地方税財政制度を抜本的に改革する中で行うこと。

5 道路財源については、国において、地方分権の趣旨を踏まえた改革を行うとともに、地方財政や国民生活への影響を最小限にとどめるため、暫定税率を含む税財政関連法案を早急に成立させるなど、速やかな対応を行うこと。

6 新たな地方税財政制度の検討に際しては、我が国最大の大都市圏である八都庁市の行財政需要が的確に反映されるなど、それぞれの地域の特性に応じたものとする。

7 地方に関わる事項の政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組み(「(仮)地方行財政会議」)を法律により設置すること。

8 政府による「道州制ビジョン」の策定に当たっては、地方の参画の下、新しい国家像をつくるという導入の理念を踏まえ、中央府省の大胆な解体再編を含めた、国と地方の役割分担を根本的に見直すとともに、基礎自治体のあり方や大都市制度の構築について、十分な議論を行うこと。

また、その際には、国の都合による行財政改革や財政再建の手段として行うことなく、真の分権型社会の実現を目指すこと。

なお、道州制の議論いかににかかわらず、地方分権改革を着実に推進すること。

平成 20 年 4 月 21 日

内閣総理大臣 福田 康夫 様

八都庁市首脳会議

座長	横浜市 長	中 田 宏
	埼玉県 知事	上 田 清 司
	千葉県 知事	堂 本 暁 子
	東京都 知事	石 原 慎 太 郎
	神奈川県 知事	松 沢 成 文
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡 啓 一
	さいたま市 長	相 川 宗 一